

品目追加について

平成26年5月30日

目次

1. 家電リサイクル法における対象要件
2. マッサージチェア -
3. オイルヒーター
4. 電子レンジ

参考資料

1. 家電リサイクル法における対象要件 (法2条4項1～4号)

市町村等による再商品化等が困難

- 市町村等の廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らし当該機械器具が廃棄物となった場合におけるその再商品化等が市町村では困難な製品(容積・重量が大きい、有害物質等の含有、組成が複雑等)

再商品化等をする必要性が特に高く、経済性の制約が著しくない

- 当該機械器具が廃棄物となった場合におけるその再商品化等が資源の有効な利用を図る上で特に必要なもののうち、当該再商品化等に係る経済性の面における制約が著しくない製品(金属含有量、廃棄量等から勘案したリサイクルを実施する必要性・経済性)

設計、部品等の選択が再商品化等に重要な影響を及ぼす

- メーカーにリサイクル義務を課すことで環境配慮設計の促進が可能な製品
- 構造が非常に単純であったり、原材料等の選択の余地がないなど製造段階で、その再商品化等の難度に大きい影響を及ぼすような取組が行いにくいと考えられる機械器具は、本法律の対象としない

小売業者による配送

- 下取慣行等を踏まえ、製造業者等及び消費者と接点のある小売業者がその小売販売した当該機械器具の相当数を配達していることにより、当該機械器具が廃棄物となったものについて当該機械器具小売業者による円滑な収集を確保できる製品

2. マッサージチェア

処理困難性

- ◆大型で重量のあるものが多い上、スプリングやウレタンを含み破砕困難なものも多い。
- ◆市町村による推定回収量約4.2万台（平成24年度自治体アンケート調査集計値）。

経済性の制約

- ◆金属の組成は約50～60%。
- ◆国内出荷台数が比較的少ない（平成22年で約50万台）ことから、効率的なリサイクルが困難であり、あまり金属の回収量が見込めず、回収・リサイクル体制構築のコストも高くなる。

環境配慮設計の効果

- ◆製品構成が複雑であり、設計・部品の選択が再商品化に影響を及ぼす。

配達率

- ◆約90%（平成25年度大手量販店アンケート）

(参考) 主な製造業者等

- ◆ファミリーイナダ、フジ医療器、アテックス、パナソニック、スライヴ等

3. オイルヒーター

処理困難性

- ◆機器内部に難燃性の油を含んでおり、取扱いの際に、危険性の観点から懸念がある。
- ◆市町村による推定回収量約4.0万台（平成24年度自治体アンケート調査集計値）。

経済性の制約

- ◆鉄の素材構成比率が約70%と金属の組成比率は高いものの、国内出荷台数が少なく、あまり金属の回収量が見込めない。

環境配慮設計の効果

- ◆製品構成はほとんどが鉄と油であり、比較的単純である。

配達率

- ◆約30%（平成25年度大手量販店アンケート）

(参考)主な製造業者等

- ◆デロンギ、ユーレックス

4 . 電子レンジ

処理困難性

- ◆処理困難物となっている自治体の数が少ない(平成25年度市町村アンケート)。
- ◆市町村による推定回収量約40万台(平成24年度自治体アンケート調査集計値)。

経済性の制約

- ◆金属の組成が約70%以上と高く、相当量の金属等の回収が見込まれる。
- ◆国内出荷台数は年間約320万台(平成25年度、一般社団法人日本電気工業会調べ)。

環境配慮設計の効果

- ◆設計・部品の選択が再商品化に一定の影響を及ぼすものの、特に小型かつ単機能な電子レンジの処理工程においてはシュレッダー処理が占める割合が大きいことから、その効果は家電4品目に比べて相対的に小さい可能性がある。

配達率

- ◆約35%(平成25年度大手量販店アンケート)

(参考)主な製造業者等

- ◆パナソニック、シャープ、日立、東芝、三菱、HARMAN、リンナイ、ツインバード、ハイアール等

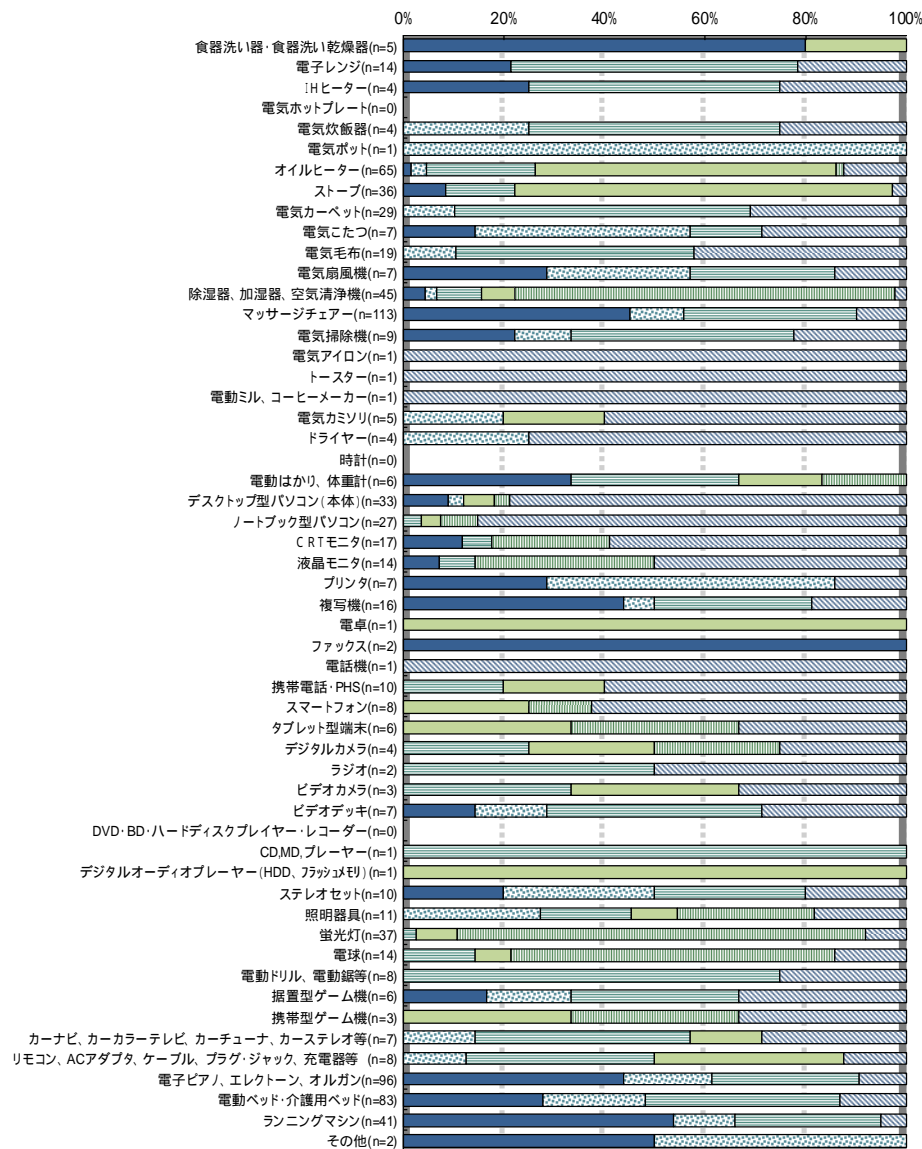
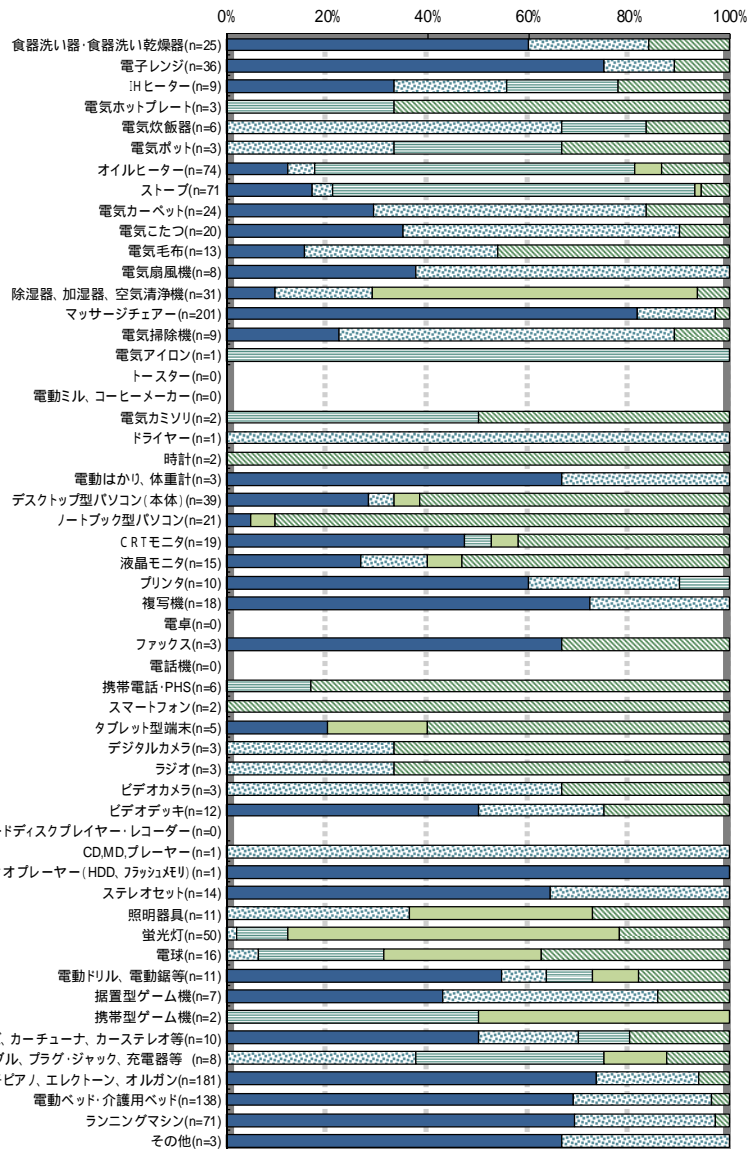
参考資料

- 処理困難な電気電子機器
- 家電リサイクル法と小型家電リサイクル法の対象品目について
(25回審議会資料より抜粋)

処理困難な電気電子機器

市町村による収集運搬が困難な理由

市町村による処理・リサイクルが困難な理由



有効回答数N = 1736。また、上記nは「市町村による収集運搬等が困難である」と回答した数。

蛍光灯(蛍光灯)、電球、電動ベッド・介護用ベッド以外は小型家電リサイクル法の制度対象品目となる。

対象品目

特定家庭用機器再商品化法 (家電リサイクル法)

対象要件

通常生活の用に供する電気機械器具その他の機械器具であって以下に該当するもの

- ・市町村による再商品化等が困難
- ・資源の有効な利用を図る上で再商品化等が特に必要なもののうち、経済性の面における制約が著しくない
- ・設計、部品等の選択が再商品化等に重要な影響を及ぼす
- ・小売業者による配送

対象品目

- ・エアコン
- ・ブラウン管テレビ、液晶プラズマテレビ
- ・冷蔵庫、冷凍庫
- ・洗濯機、衣類乾燥機

使用済小型電子機器等の 再資源化の促進に関する法律 (小型家電リサイクル法)

対象要件

通常生活の用に供する電子機器その他の電気機械器具であって以下に該当するもの

- ・効率的な収集運搬が可能
- ・資源の有効な利用を図る上で再資源化が特に必要なもののうち、経済性の面における制約が著しくない

対象品目

- ・小型家電リサイクル法施行令で定める28分類
(別添参照)

家電リサイクル法対象品目は、小型家電リサイクル法対象外

小型家電リサイクル法対象品目について (1/2)

別添

	分類(施行令に記載)	具体的に該当する品目の例
1	電話機、ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具	電話機、ファクシミリ、変復調装置(モデム)、ルーター・スイッチ
2	携帯電話端末、PHS端末その他の無線通信機械器具	携帯電話端末(公衆用PHS端末、スマートフォンを含む) カーナビゲーションシステム、ETC車載ユニット、VICSユニット
3	ラジオ受信機及びテレビジョン受信機(特定家庭用機器再商品化法施行令第1条第2号に掲げるテレビジョン受信機を除く)	ラジオ
4	デジタルカメラ、ビデオカメラ、ディー・ビー・ディーレコーダーその他の映像用機械器具	デジタルカメラ、ビデオテープレコーダ/プレーヤ、DVDレコーダ/プレーヤ、BDレコーダ/プレーヤ、BS/CSアンテナ、カーカラーテレビ
5	デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセットその他の電気音響機械器具	テープレコーダ、CDプレーヤ、MDレコーダ/プレーヤ、デジタルオーディオプレーヤ、ICレコーダ、補聴器、カーラジオ
6	パーソナルコンピュータ	パーソナルコンピュータ ノートブック型/スレート型、パーソナルコンピュータ デスクトップ型(タワー型及び一体型を含む)、パーソナルコンピュータ タブレット型
7	磁気ディスク装置、光ディスク装置その他の記憶装置	補助記憶装置(ハードディスク、USBメモリ、メモリーカード)、ゲームソフト
8	プリンターその他の印刷装置	プリンター、フォトプリンター、モニター(パーソナルコンピュータ用)、キーボードユニット
9	ディスプレイその他の表示装置	モニター(パーソナルコンピュータ用)、プロジェクター
10	電子書籍端末	電子書籍端末
11	電動ミシン	電気ミシン
12	電気グラインダー、電気ドリルその他の電動工具	電気グラインダ、電気ドリル、電気ポリシャ、電気サンダ
13	電子式卓上計算機その他の事務用電気機械器具	ワードプロセッサ(モニターを含む)、電卓、電子辞書

小型家電リサイクル法対象品目について (2/2)

	分類(施行令に記載)	具体的に該当する品目の例
14	ヘルスメーターその他の計量用又は測定用の電気機械器具	電子式ヘルスメーター(体組成計・体脂肪計)、電子式ベビースケール、電気式温湿度計、デジタル歩数計
15	電動式吸入器その他の医療用電気機械器具	治療浴用機器及び装置、家庭用電気・光線治療器、家庭用磁気・熱療法治療器、家庭用吸入器、家庭用医療用物質生成器
16	フィルムカメラ	フィルムカメラ
17	ジャー炊飯器、電子レンジその他の台所用電気機械器具(特定家庭用機器再商品化法施行令第1条第3号に掲げる電気冷蔵庫及び電気冷凍庫を除く)	電子ジャー、食器洗い乾燥機(卓上型)、トースター、ホットプレート、ミキサー、ジューサー、フードプロセッサー、電気製めん機、電気もちつき機、コーヒーひき機
18	扇風機、電気除湿機その他の空調用電気機械器具(特定家庭用機器再商品化法施行令第1条第1号に掲げるユニット型エアコンディショナーを除く)	扇風機、サーキュレーター、送風機
19	電気アイロン、電気掃除機その他の衣料用又は衛生用の電気機械器具(特定家庭用機器再商品化法施行令第1条第4号に掲げる電気洗濯機及び衣類乾燥機を除く)	電気アイロン、裁縫用電気こて、電気掃除機、ハンドクリーナー、床みがき機
20	電気こたつ、電気ストーブその他の保温用電気機械器具	電気こたつ、電気ストーブ、電気毛布
21	ヘアードライヤー、電気かみそりその他の理容用電気機械器具	ヘアードライヤー、電気かみそり、電気脱毛器、電気ハサミ、電動歯ブラシ、家庭用噴霧機、風呂水用電気ポンプ、電気アクアリウム用品
22	電気マッサージ器	電気マッサージ器
23	ランニングマシンその他の運動用電気機械器具	ランニングマシーン
24	電気芝刈り機その他の園芸用電気機械器具	電気芝刈り機
25	蛍光灯器具その他の電気照明器具	照明器具、携帯用電気ランプ(懐中電灯を含む)
26	電子時計及び電気時計	電子時計及び電気時計
27	電子楽器及び電気楽器	電子キーボード、電気ギター、電子ギター
28	ゲーム機その他の電子玩具及び電動式玩具	据置型ゲーム機、携帯型ゲーム機、ハンドヘルドゲーム(ミニ電子ゲーム)